

# 群馬県特定地域づくり事業協同組合認定要領

令和4年1月5日制定

## 第1 目的

この要領は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）第三条第1項に基づき知事が行う特定地域づくり事業協同組合の認定について、法、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和元年法律第64号。以下「規則」という。）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和2年11月総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室。以下「ガイドライン」という。）に定めることのほか、必要な事項を定めることで、特定地域づくり事業協同組合の適正な認定を行うことを目的とする。

## 第2 定義

- (1) この要領において、「特定地域づくり事業協同組合」とは、法第三条第1項に基づき知事が認定を行った事業協同組合をいう。
- (2) この要領において、「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。
- (3) この要領において、「特定地域づくり事業」とは、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業のほか、地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施をいう。
- (4) この要領において、「地域づくり人材」とは、地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいう。

## 第3 認定基準

知事は、法第三条第1項に基づき申請を行った事業協同組合が、法、規則、ガイドラインに定める基準のほか、次の（1）～（3）の基準にいずれも適合すると認めるときは、その認定を行うものとする。

### (1) 地区に係る基準【法第三条第3項第一号】

特定地域づくり事業を行おうとする地区が、次のア～ウの要件を全て満たしていること

ア 次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する地域人口の急減に直面している地域であること

（ア）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）又は過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）に基づく過疎地域

（イ）過疎法又は旧過疎法で規定する過疎地域の人口要件を満たす地域

（ウ）市町村の長の意見書及び第4の1に定める検討会議における意見や、近年の人口動向や高齢化の進行、若年層の減少、人口密度や地域の事業所数等の様々な観点から、地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況が認められる地域

イ 群馬県の県域を越えない地区であって、かつ、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること

（ア）市町村単位で設定する地区

（イ）平成の大合併前（平成12年4月1日時点）の市町村単位（以下「旧市町村単位」という。）で設定する地区

（ウ）複数の市町村単位又は旧市町村単位で設定する場合は、当該地区同士が隣接しており、かつ、別表1に掲げる区域において同じ区域に属している地区

ウ 市町村の長の意見書及び第4の1に定める検討会議における意見を踏まえ、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要と認められる地区であること

**（2）地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準【法第三条第3項第二号】**

特定地域づくり事業が、次のア～ウを全て満たしており、地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること

ア 組合の予定派遣先の数や事業内容が適正であり、年間を通じて安定的な仕事の創出が見込めること

イ 地区外からの派遣職員の雇用に努め、地域の担い手の確保が見込めること

ウ 市町村の長が、地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資していると認めていること

**（3）財産的基礎に係る基準【法第三条第3項第二号】**

事業協同組合が、別表2に掲げる基準を超える財産的基礎（「基準資産額」及び「現金・預金の額」）を有していること

ただし、市町村による債務負担保証契約又は損失補填契約が存在することによって派遣職員に対する賃金支払いが担保されている場合は、この基準を満たしていても差し支えない。

**第4 その他**

（1）知事は、認定を行う際には、群馬県特定地域づくり事業協同組合認定検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置し、必要に応じて検討会議の意見を聴くものとする。

（2）検討会議について必要な事項は、別途定める。

（3）本基準の規程については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

この要領は、令和4年1月5日から施行する。

別表1（第3（1）イ関係）

市町村単位又は旧市町村単位で設定する地区の場合で自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる区域の範囲
各広域市町村圏振興整備組合を構成する市町村の区域
定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏圏域
連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏域
群馬県保健医療計画に基づく二次保健医療圏域
その他検討会議等の意見を踏まえ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる区域

別表2（第3（3）関係）

財産的基礎の基準		
派遣職員数	基準資産額※	現金・預金の額
1人	82万円	66万円
2人	164万円	132万円
3人	246万円	197万円
4人	328万円	263万円
5人	410万円	328万円
6人	492万円	394万円
7人	574万円	460万円
8人	656万円	525万円
9人	738万円	591万円
10人以上	820万円	656万円

※基準資産額

資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額